

(様式第2-14号)

多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更の概要

令和5年7月4日

香 美 市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第7条第5項の規定及び、第8条第4項で準用する第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定若しくは変更認定したので、第7条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無		
		○		香美市土佐山田町（山田、佐野、本村）及び香北町（永野）	無	令和5年度～令和9年度	ものベジ
		○		香美市香北町（韮生野、下野尻、美良布、吉野、根須、五百蔵）	無	令和2年度～令和6年度	香北有機農業研究会
		○		香美市土佐山田町（山田、下ノ村、林田）	無	令和2年度～令和6年度	AKTチーム